

豊川市コミュニティバス 運行車両の更新方針(案)について

第40回豊川市地域公共交通会議 補足資料

現状

- ①豊川市コミュニティバス10路線中8路線は、ジャンボタクシー車両（トヨタハイエース：縦長5.38m、幅18.8m、高さ2.28m）で運行されている。
 - ②車両は運行事業者がリースをし、そのリース料を運行経費として市が費用負担している。
 - ③この車両は、運転手1名、利用者定員9名の計10名定員。横向きシートであって、車いすリフトアップ付であり、法令(※)で定められているバリアフリー基準に適合している。
- (※)「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第8条に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」第3節（第36条から第43条）
- ④8路線の車両以外に、予備車を2台用意しているが、これらについては車いすリフトアップはついておらず、バリアフリー基準不適合であるため、公共交通会議の議を経て、同基準の「適用除外申請」がされている。
 - ⑤路線ごとにイメージラッピングが施されており、また、車体広告が貼付されている。
 - ⑥平成23年11月の運行開始以来、一度も車両は更新されておらず劣化してきており、次の車検（1年ごと）に通らないであろうと判断される車両もでてきた。
 - ⑦よって、車両を更新する必要がある。

現状

福祉タクシー仕様車

タイプ
Ⅱ

6名の方が横並びに乗車可能な乗り合いタイプ。車いすご利用の方も同乗可能です。



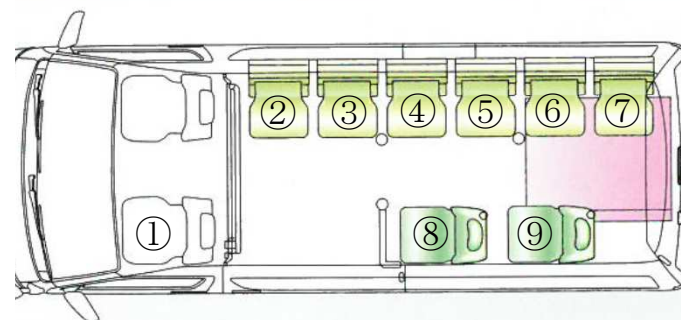
(車いすご利用の場合)



スーパー
ロング
ボディ
のみ



× 10名



車いすご利用の方が乗車される場合は、横向きシートの後側2脚は使用できません。

※タイプⅡの車いす用リフトは、ロングボディ用(幅:820mm)となります。

現状

(平成30年2月5日現在)

豊川市コミュニティバス（ジャンボタクシー車両） 劣化状況等一覧表					
路線	年式	経過年数	走行距離	修理箇所	備考
千両三上線	H23.10	7.3年	426,114km	H30 ラジエタ	
ゆうあいの里小坂井線	H23.10	7.3年	434,330km	H27 ラジエタ、エアコン H30 ラジエタ、エアコン	
音羽線	H23.10	7.3年	413,733km	H30 ラジエタ	
御津線	H23.10	7.3年	454,295km	H27 ラジエタ H30 ラジエタ	
音羽地区地域路線つつじバス	H23.10	7.3年	415,526km	H27 ラジエタ H29 ダイナモ	
御津地区地域路線ハートフル号	H23.7	7.6年	315,342km	H30 ラジエタ	
一宮地区地域路線本宮線のんほい号	H23.10	7.3年	341,071km		
御油地区地域路線ごゆりんバス	H24.9	6.4年	189,573km		坂道多く、エンジン及び足回りの劣化が激しい

車両更新に伴う問題点①（バリアフリー基準）

①平成29年7月、法令(※)が改正され、横向きシートでの運行が禁止となった。

(※)「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」・・・従来は定員（運転手含む。以下同じ。）10名未満の車両に適用されていた「横向きシートの禁止」が、立席を有しない定員10人以上の車両にも適用されることとなった。

②現行のバリアフリー基準の範囲内で、現行仕様に近い車両を探したところ、下記の車両が最も近かったが、次ページのとおり問題点があった。

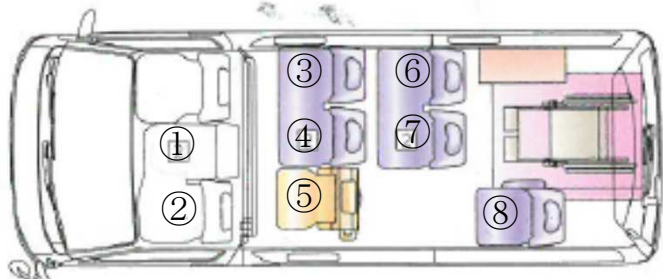


C
タイプ

車いすの方1名+歩ける方9名が同時乗車可能です。
車いすの方を含む多人数の送迎や旅行などにも最適です。



 × 1名 +  × 9名





Cタイプの室内

車両更新に伴う問題点①（バリアフリー基準）

問題点	問題点の詳細
利用者定員が1名減（9名→8名）。	乗りこぼし(後述) が頻発している路線もある中、利用者の利便性を損なうことになる。
助手席に2名座ることになる。	運転手の諸作業（記録、運賃収受等）の妨げとなるとともに、利用者と運転手の距離が近く接触する恐れがあり、安全運行上支障となる可能性がある。
満員時の場合、①の利用者が降車する場合②の方が、③④の利用者が降車する場合⑤の方が、いったん降車をし、乗車し直さなければならない。	②または⑤の利用者（特にお体の不自由な方）に乗降の負担をかけ、利便性を損なうことはもとより、乗降時間の延長に伴い、遅延発生及び道路交通上の危険性が増す。

車両更新に伴う問題点①（乗りこぼし対策）

- ①「乗りこぼし」とは、利用者定員が満員時に、乗車ができない状態のことをいう。
- ②この場合、乗りこぼしが発生したバス停で、運転手がタクシーの配車手配を行い、10分～15分後にタクシーが配車され、バスと同じルートをつどり、タクシーに乗車した利用者が降車する時点まで後続運行する。
- ③乗りこぼすほど利用者が多いということは、喜ばしいことである反面、利用者の利便性（定時性等）を大きく損なうこととなる。

車両更新に伴う問題点①（乗りこぼし対策）

豊川市コミュニティバス 乗りこぼしデータ

平成30年4月～平成31年1月（10か月）

路線名	便名	行き先	出発地 発車時刻	乗りこぼし 回数（台数）	乗りこぼし 人数	運賃収入 （フリー除く）	運行経費
音羽線	2便	市役所	8:46	46	86	12,300	170,400
ゆうあいの里小坂井線	2便	ゆうあいの里	8:49	29	67	9,000	121,500
ゆうあいの里小坂井線	4便	ゆうあいの里	10:37	1	1	200	2,700
ゆうあいの里小坂井線	6便	ゆうあいの里	12:21	5	16	1,700	8,560
ゆうあいの里小坂井線	7便	西小坂井駅	14:15	4	15	2,250	8,790
ゆうあいの里小坂井線	9便	西小坂井駅	16:51	3	13	1,300	4,950
千両三上線	4便	上千両集会所	8:38	4	15	3,000	7,800
ごゆりんバス	2巡	国府駅	9:30	3	4	800	4,950
ごゆりんバス	3巡	国府駅	11:00	1	2	400	2,430
つつじバス	大林行2便	大林	9:29	1	4	800	1,980
つつじバス	大林行4便	大林	13:44	1	1	100	900
御津線	3便	市役所	8:10	1	1	0	1,950
			計	99	225	31,850	336,910

- 1か月平均回(台)数 9.90回(台)
- 約9割が音羽線とゆうあいの里小坂井線で発生

- ▶ 平成29年度 109回(台)、1か月平均回(台)数 9.08回(台)
- ▶ 平成28年度 66回(台)、1か月平均回(台)数 5.50回(台)

車両更新方針（案）①

- ▶ 利用者定員 9 名（一番大きいものでも縦長5.38m、幅1.88m、高さ2.285m＝サイズは現行車と変わらない）の車両に更新する。

⇒車いすリフトアップご利用者への対応が問題点（次ページへ）

- ▶ 8 路線のうち乗りこぼしが頻発している 2 路線については、利用者定員 13 名の車両（上記同様サイズは現行車と変わらない）に更新する。

⇒運転手に大型 2 種免許が必要。運転手不足が顕著の中、2 種免許保持者も限られるが、運行事業者からは、2 路線であれば対応可能との回答。

⇒また、大型車通行禁止の道路は無い。

○ただし、まだ使用できる車両があることと、一気にリース替えることは、初年度に近いほどリース料が高額であり、運行事業者の資金繰り等に影響することから、次期豊川市公共交通網形成計画の運行がスタートする平成 33 年 10 月までに、順次更新するものとする。



車両更新に伴う問題点②（車いすご利用者対応）

①現在、車いすリフトアップでのご利用者には、前日予約をお願いしている。

⇒その理由は、乗車人員に余裕（2席分をたたく必要）が無い、または他の車いすご利用者がいる場合、乗車いただけないため。ただし、乗車できる状況であれば、当日現場でのご利用は可能としている。

②前日予約での利用状況は、H29年度に7回（うち1名が6回）、H30年度は1月末現在までで2回となっている。

③当日利用の状況は記録がないが、現場運転手のお話を総合すると、全路線で1年に2～3回ご利用があるか無いかという状況。今年度は3回（1路線、1名のみ）。

④その他、車いすを使用するお体の不自由な方のご利用だけでなく、その他の障害をお持ちの方への対策がすすんでいない。また障害は、その人その人によって千差万別であり、あまり利用がされていない車いすリフトアップを全体的に用意するより、その人その人に合った個別対応を進めた方が、利便性の向上に資するのではないか。

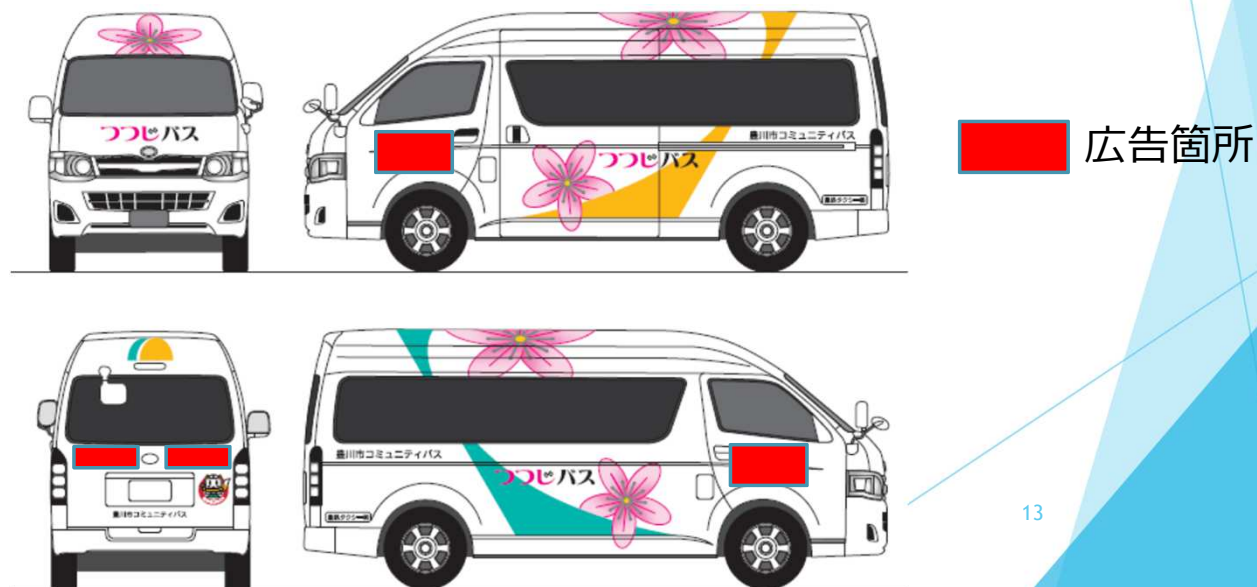
車両更新方針（案）②



- ▶ 車いすをたたんでご利用いただけるよう、後部座席の後ろに収納スペースがあるタイプの車両とする。
- ▶ 予備車には車いすリフトアップ付車両を用意し、前日予約があった場合は、予備車での運行とする。
- ▶ 運転手に対する乗降介助等の研修を、いままで以上に充実させる。
- ▶ その他の障害をお持ちの方にもバスをご利用いただけるよう、個別相談に対し可能な範囲で対応する。
 - ⇒（例）目の不自由な方がよく利用するバス停に音声発生装置を設置し、またリモコンタイプの発信機をご用意し、バス停位置が分かりやすいようにする等。

車両更新に伴う問題点③ (デザイン及び車両広告)

- ①路線ごとにイメージラッピングが施されており、利用者に視覚的に分かりやすいようにしているところ、路線に車両が固定されてしまい、車両の柔軟な運用の妨げとなっている。
- ②車両の側面・背面に広告スペースをとっているが（1車両4箇所程度）、その大きさは小さいため広告収入が少なく、収支率向上の妨げとなっている。



車両更新方針（案）③

- ▶ ジャンボタクシータイプの車両については、統一デザインとする。
- ▶ そのデザインは、前面及び側面における天井面または下部面への着色またはラインとし、利用者へ「豊川市コミュニティバスである」ことと行き先等は分かるようにしつつ、側面・背面等については、ラッピング広告スペースとし、収入の増加を図る。
- ▶ 統一デザインとするのは、車両更新が終わるかつ次期豊川市公共交通網形成計画がスタートする平成33年10月からとする。なお、それまでに更新される車両については、現行どおりのラッピングを行い、平成33年10月までに再度本方針に基づくラッピングに変更するものとする。
- ▶ 詳細なデザイン・広告料等については、調査・検討をすすめる。

まとめ

- ▶ 車いすリフトアップ無しの定員10名（利用者定員9名）車両に、平成31年10月～平成33年10月にかけて順次更新する。（要バリアフリー基準適用除外協議・申請）
- ▶ 2路線については、定員14名（利用者定員13名）車両とする。（要バリアフリー基準適用除外協議・申請）
- ▶ 予備車については車いすリフトアップ付の車両とし、従前同様前日予約をお願いする。また、障害をお持ちの利用者に対する個別対応を強化する。
- ▶ 平成33年10月から車両デザインを変更し、ラッピング広告を導入する。